

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第13回本部員会議 次第

日 時：令和2年4月27日(月)

15時30分～16時00分

場 所：危機管理センター

災害対策本部室

あいさつ

議 題

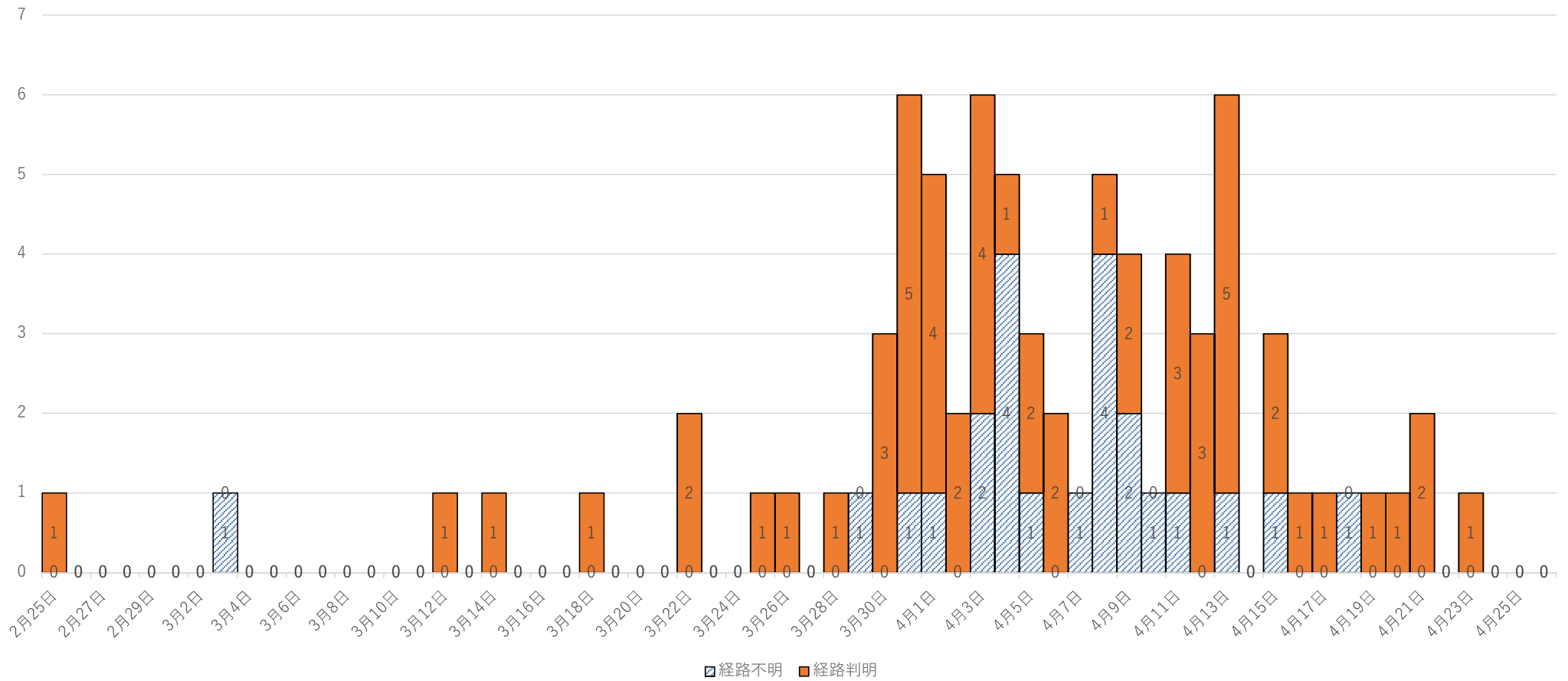
- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について
- (2) 緊急事態措置後の状況について
- (3) 滋賀県新型コロナウイルス感染症総合対策（案）について
- (4) (仮称) 新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金について
- (5) その他
  - ・ 新型コロナウイルス感染症対策 滋賀県がんばる医療応援寄附の受付開始について

# 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について

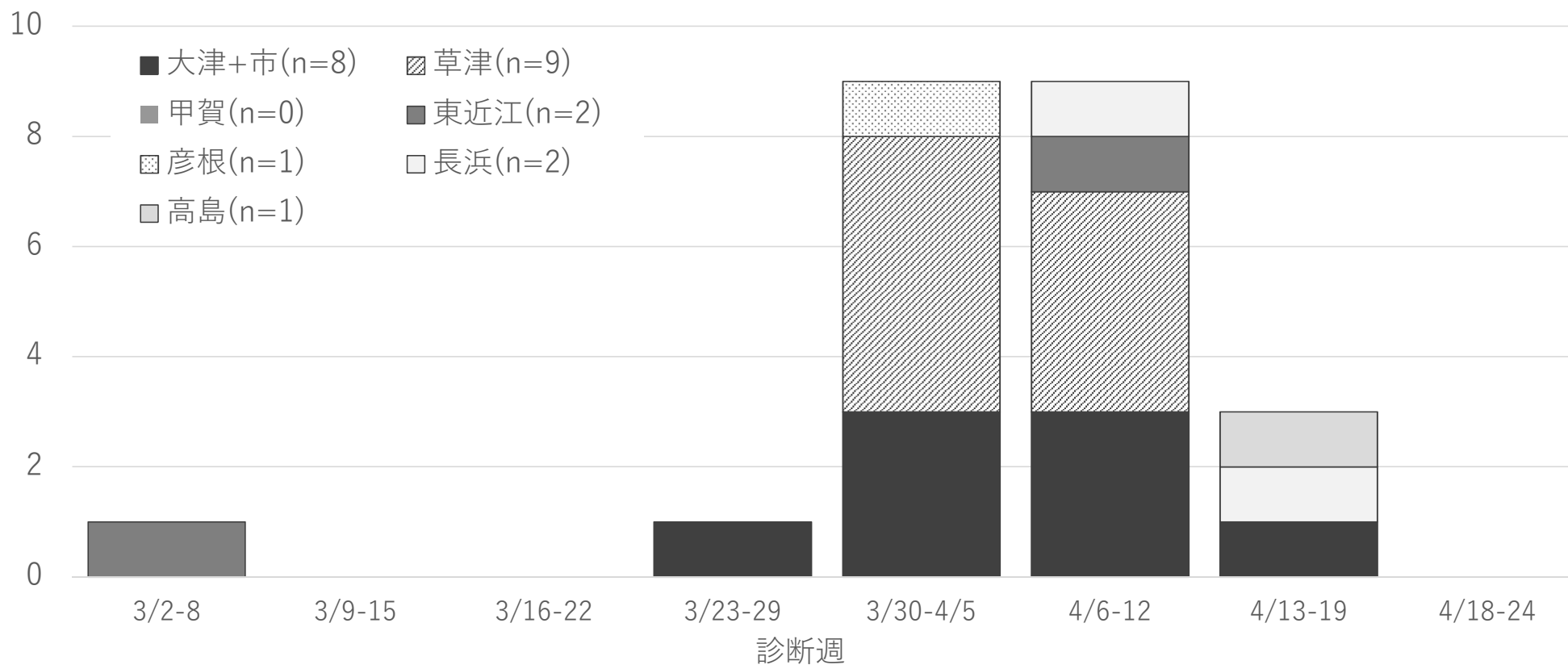
新型コロナウイルス感染症対策本部  
令和2年（2020年）4月27日  
健康医療福祉部

1. 4月26日までに滋賀県内で94例が診断された。
2. 潜在的な市中感染者数は増加傾向にないと考えられる。
  1. 感染経路不明の患者の報告は減少している。
  2. PCR検査の陽性率は継続的に低下している。
3. 草津保健所および大津市保健所管内のクラスター事例は継続的な観察が必要である。
4. 病床の追加により、病床数には余裕がある。また、宿泊施設における患者の受け入れを開始したことにより、状態に応じた適切な患者管理が可能となった。
5. いくつかのデータを勘案すると、移動数は減少しており、県民の行動変容を認める。
6. 対策は、継続かつ強化することが必要である。滋賀県1/5ルールとともに、ゴールデンウィークにおいて、各人が自宅で過ごすことおよび他都道府県からの流入を控えていただくことが重要である。

# 新型コロナウイルス感染症の流行曲線（発症日別） （N = 78人、経路不明；23人、無症状者は除く） 4/26 現在

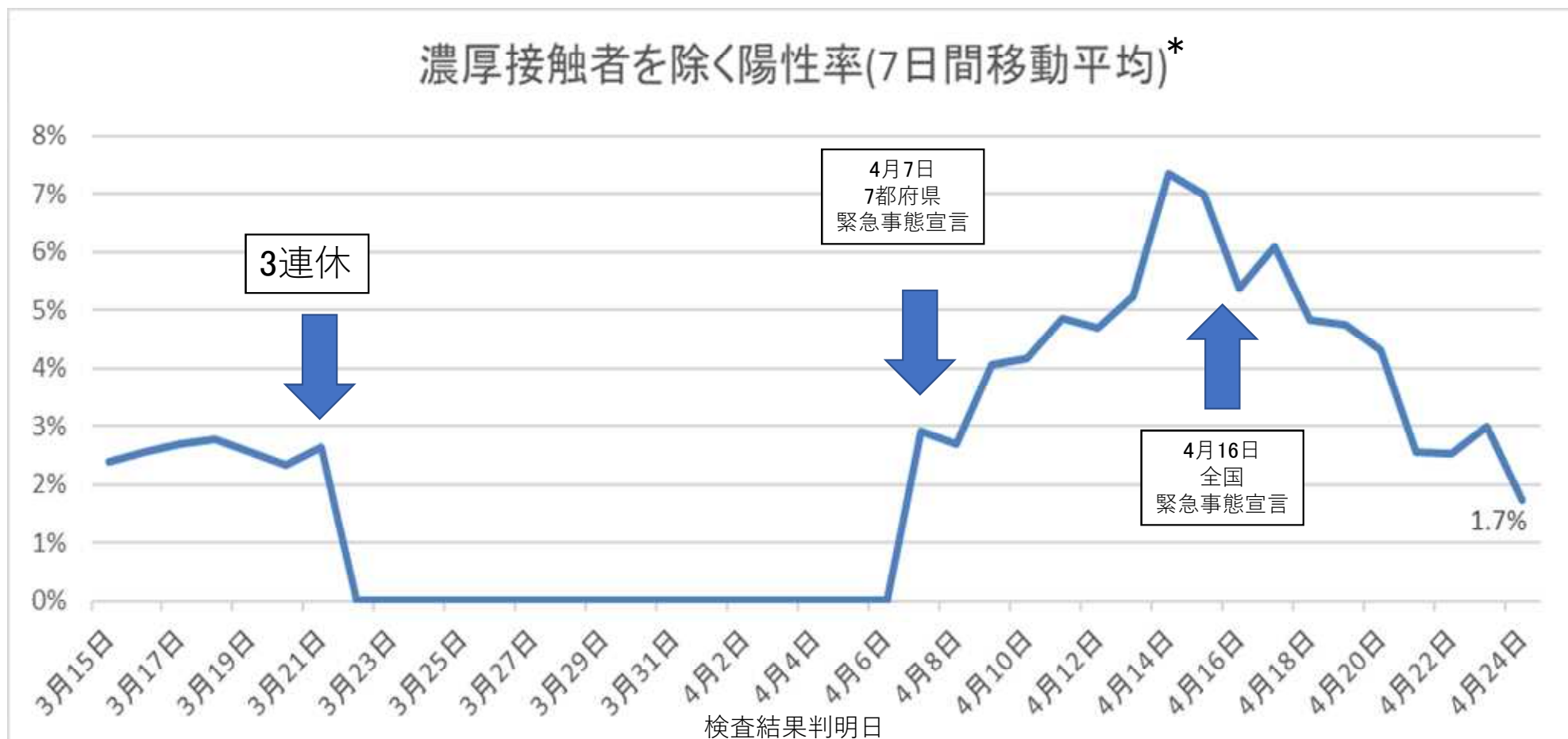


感染経路不明の新型コロナウイルス感染症の流行曲線  
発症週別、居住地別  
(N = 23人 無症状者は除く) 4/26 現在



# 滋賀県のPCR検査陽性率の推移

陰性確認と濃厚接触者除く、4月25日現在  
潜在的な市中感染は減少している可能性がある



# 新型コロナウイルス感染拡大 防止のための滋賀県における 緊急事態措置後の状況について

# 1 滋賀県緊急事態措置コールセンター 相談受付状況

## 1.設置日

令和2年4月21日（火）から

## 2.設置場所

危機管理センター 3階 オペレーションルーム

## 3.開設時間

平日9時～18時

（令和2年4月21日（火）18時～22時

22日（水）9時～20時

令和2年4月25日（土）、26日（日）、29日（水）

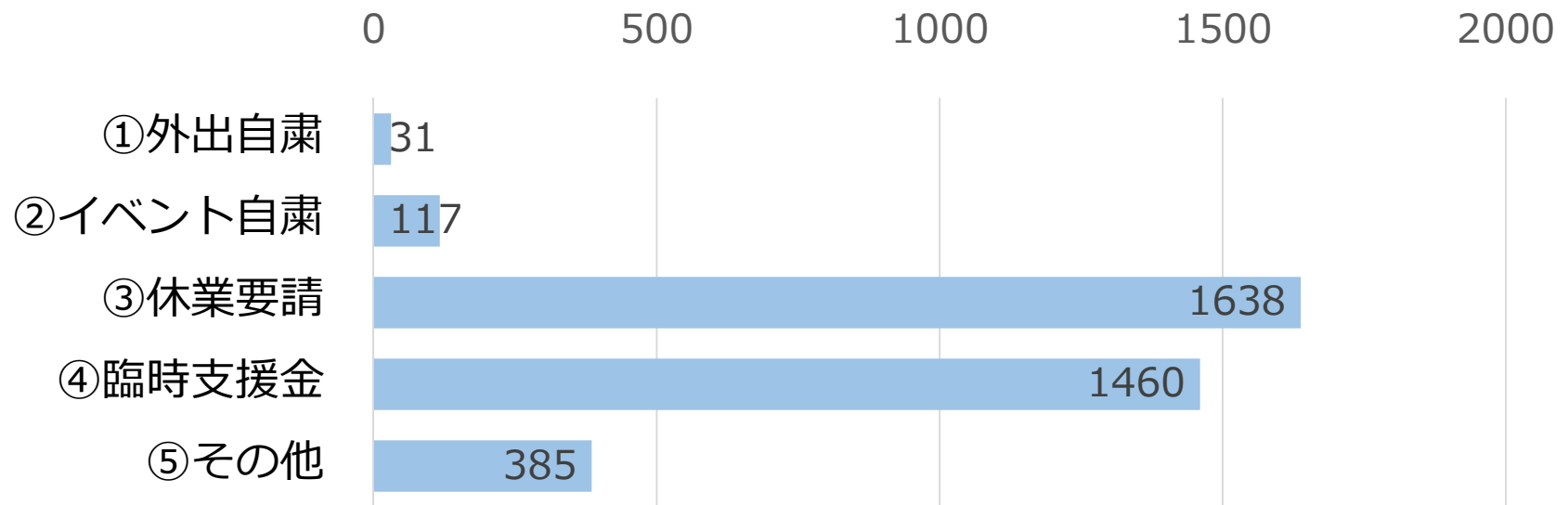
5月4日（月）、5日（火）、6日（水）は9時～18時で開設）

## 4.4月21日～26日までの受付相談件数

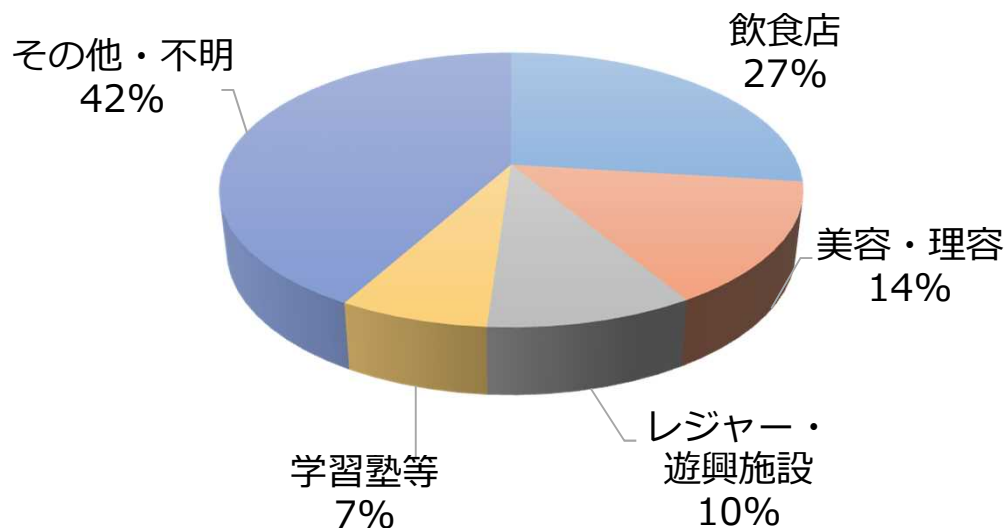
2,821件

月日	開始時間	終了時間	時間数	件数	1時間当たり	延べ対応職員数	支援職員数
4月21日	18:00	22:00	4	210	52.5	20	6
4月22日	9:00	20:00	11	882	80.2	22	6
4月23日	9:00	18:00	9	787	87.4	24	7
4月24日	9:00	18:00	9	557	61.9	24	7
4月25日	9:00	18:00	9	229	25.4	22	6
4月26日	9:00	18:00	9	156	17.3	20	6
計			51	2,821	55.3	132	38

## 5.主な相談内容（複数回答可）



## 6.相談のあった業種 総数：2,821



## 7.その他の相談内容

- 感染症が拡大してから、収益が激減し生活に困っている。
- マスクや消毒液を配るなど、直接的な対応をしていただきたい。
- 営業を続けているパチンコ店がある。
- 県外からの流入を止めてほしい。



## 2 パチンコ店の現地確認について

- 緊急事態措置の決定に伴い、県内パチンコ店が加入する組合を通じて、文書により休業要請を行った。
- 県内のパチンコ店について、4月23日時点で、県内111店中、87店について休業されていることが組合の調査により確認されているが、コールセンターに「営業を続けているパチンコ店がある。」との通報がよせられている。
- 県内全店舗について **4月26日（日）に直接パチンコ店の営業状況**について県外者の利用状況も含め確認を行った。

### 【確認結果】

全店舗数：111店      休業店舗：108店      営業店舗：3店

※営業中の3店について、いずれもHPにて27日から休業を表明。

### 【今後の対応】

- 営業を継続しているパチンコ店があれば、引き続き要請を行う一方で、特措法第45条第2項に基づく休業要請についても検討

### 3 緊急事態措置の効果について

#### ①琵琶湖大橋有料道路における通行量の変化

滋賀県内における住民等の移動状況を把握するため、琵琶湖大橋有料道路の1週間の総通行量について対前年同曜日との比較を行った。

#### ②Twitterを活用した緊急県民意識アンケート

緊急事態措置が県民にどの程度浸透し、行動変容につながっているかを数値化することを目的に、滋賀県公式アカウントのTwitter（うおーたん（滋賀県公式））を活用し、緊急アンケートを実施した。

##### 【期間】

令和2年4月24日（金）から4月26日（日）

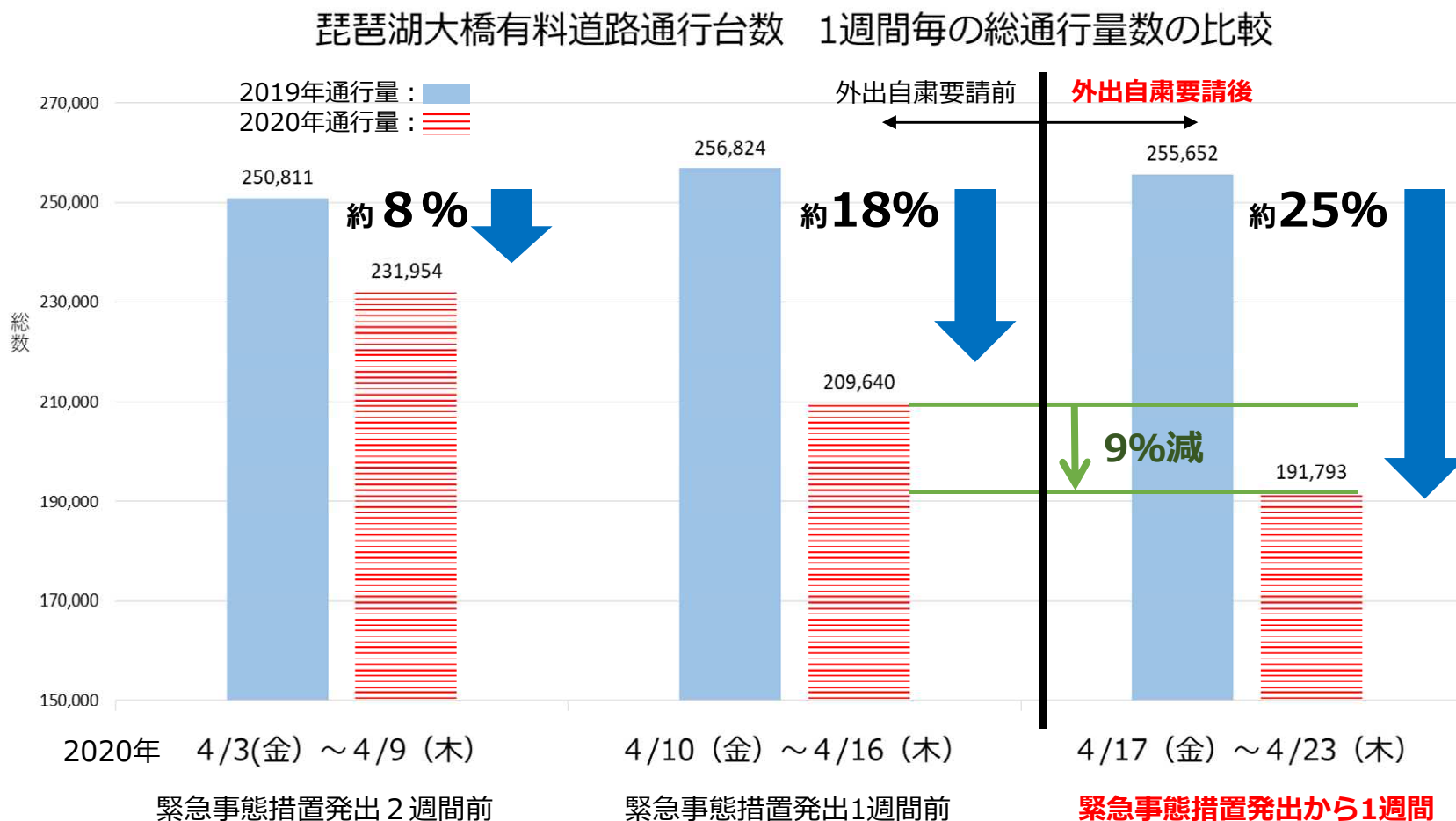
##### 【内容】

- ・ 外出自粛
- ・ 勤務先の感染症対策
- ・ 施設の使用制限要請への対応
- ・ イベントの自粛



# 3-① 琵琶湖大橋有料道路の通行量比較

- ◆ 緊急事態措置（外出自粛要請）発出から1週間の総通行量を前年通行量と比較すると、約25%減少している。（前年通行量は同曜日比較）
- ◆ また、発出1週間前の総通行量から比較しても、通行量は約9%減少している。



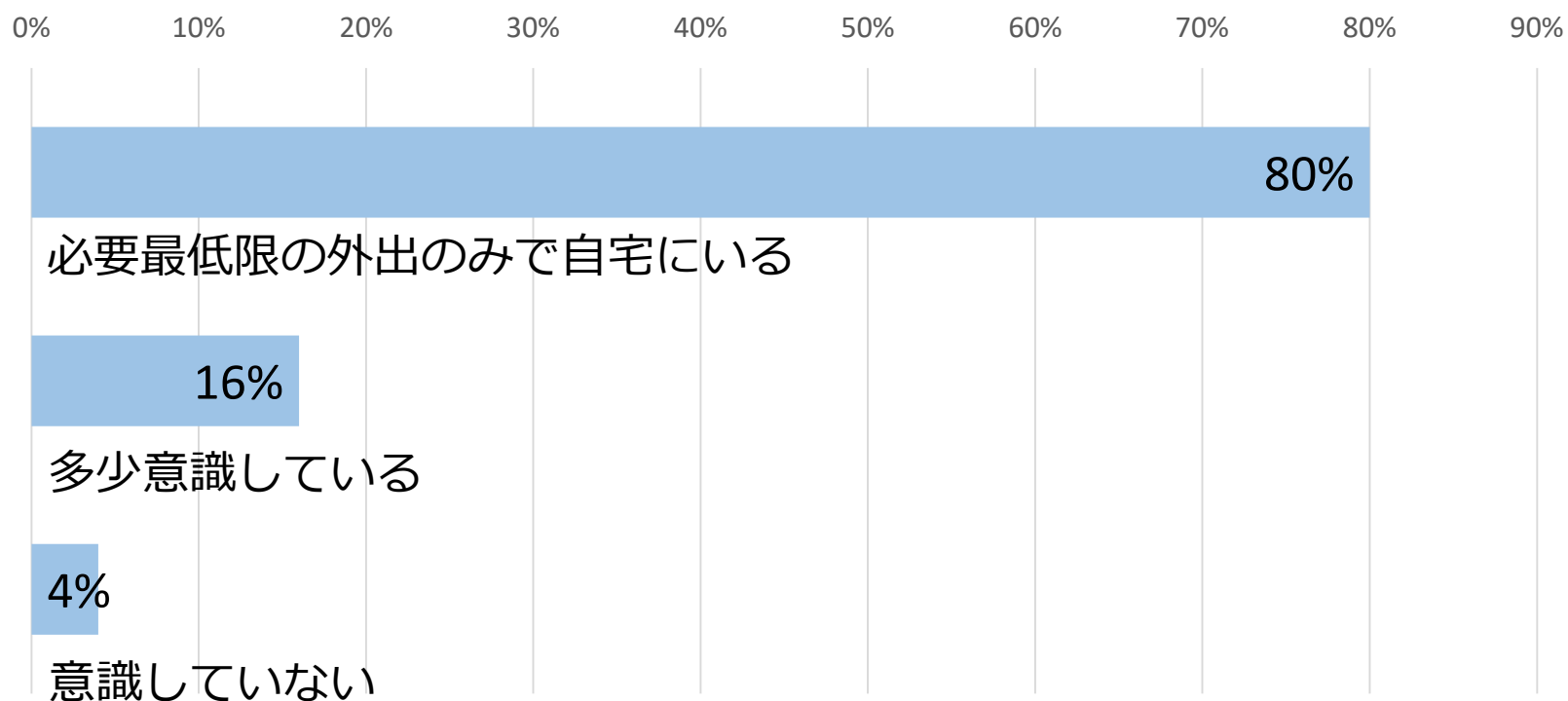
## 3-② 【外出自粛】 緊急県民意識アンケート

80%の人が、「必要最低限の外出のみで自宅にいる」と回答。

滋賀県の方にお伺いします！！

外出自粛に対する意識はいずれですか？

投票数：5,917



※滋賀県公式アカウントツイッターのアンケートをもとにしたものです。

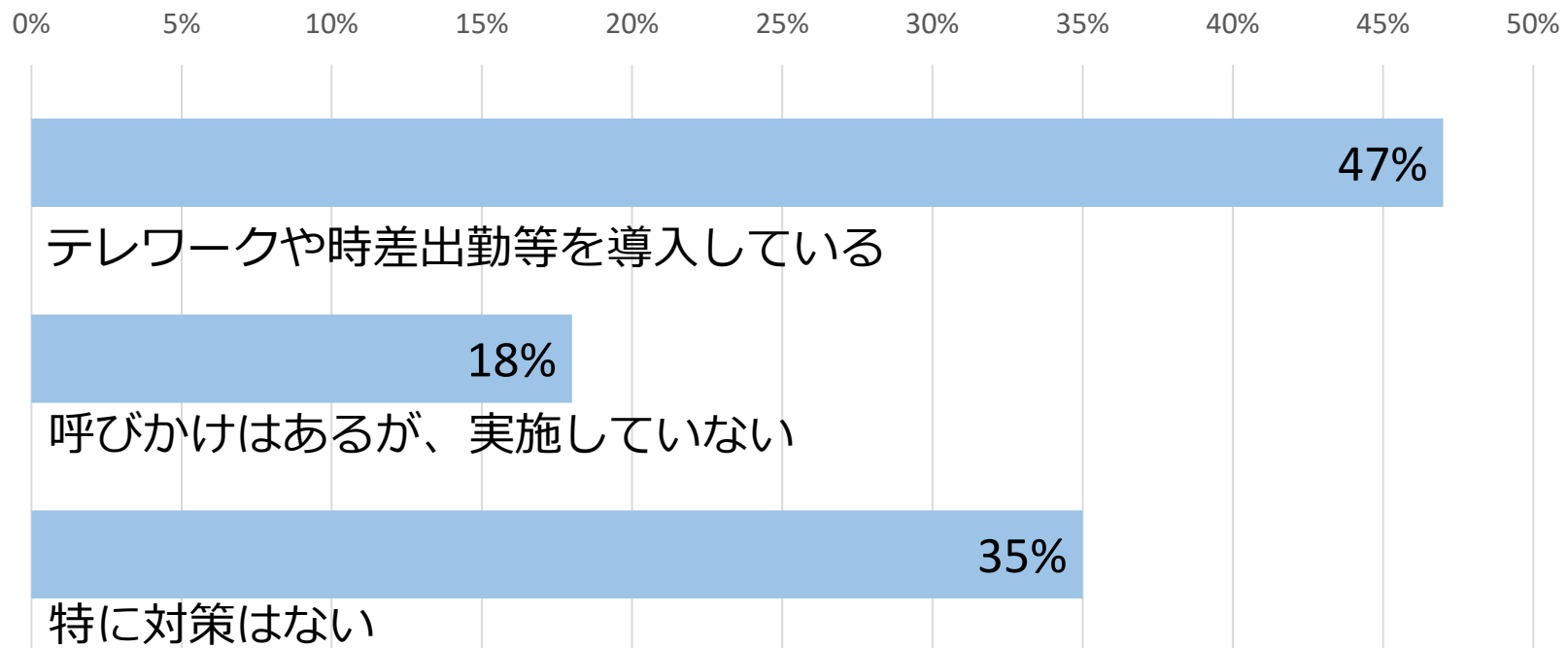
## 3-②【勤務先の感染症対策】 緊急県民意識アンケート

約半数の人がテレワークや時差出勤等を導入している。  
一方、「呼びかけはあるが、実施していない」「特に対策はない」を合わせると53%となっている。

滋賀県の方にお伺いします！！

勤務先の感染防止対策はいずれですか？

投票数：3,060



※滋賀県公式アカウントツイッターのアンケートをもとにしたものです。

## 3-② 【施設の使用制限要請への対応】

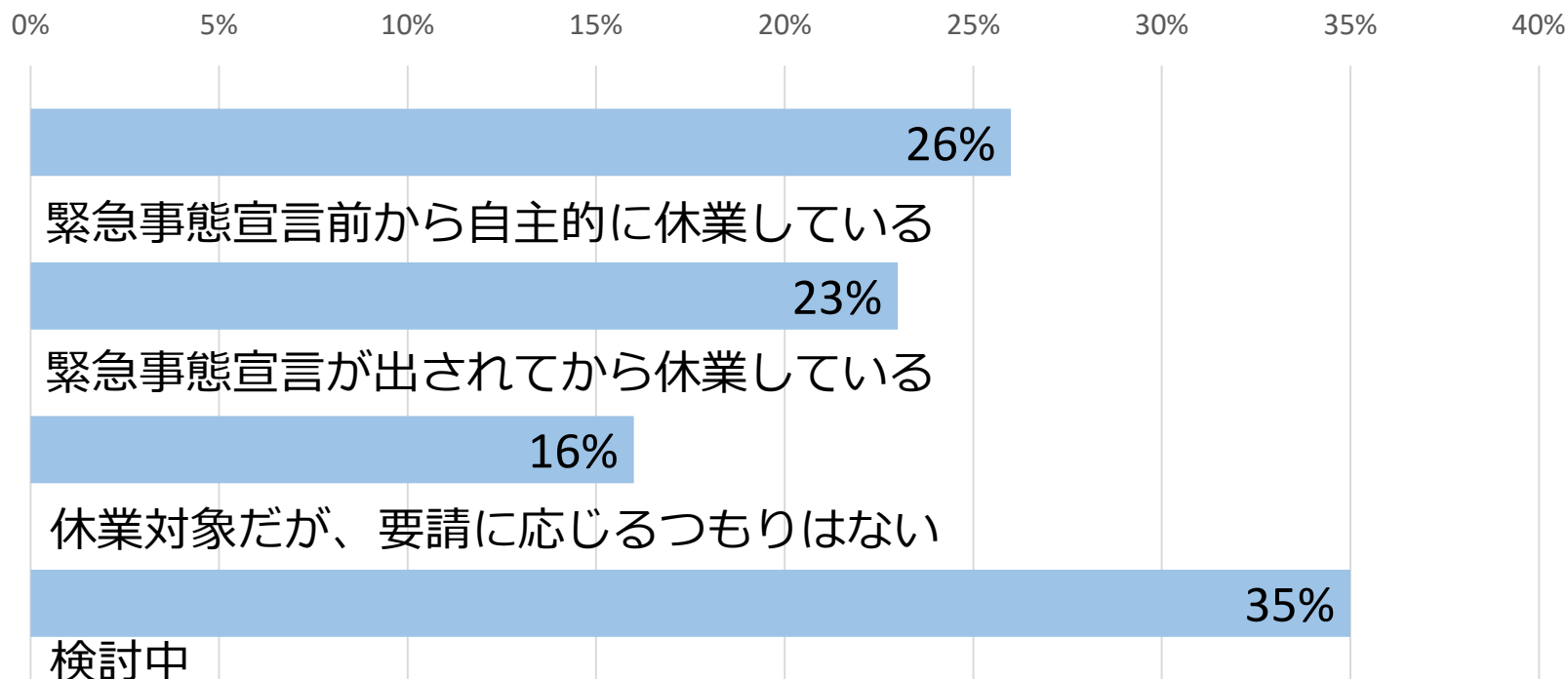
緊急県民意識アンケート

「緊急事態宣言前から自主的に休業している」「緊急事態宣言が出されてから休業している」を合わせると49%となっている。  
一方、「休業対象だが、応じるつもりはない」が16%となっている。

滋賀県の事業主の皆様へお伺いします！！

事業主として、施設使用制限の要請に応じていますか？

投票数：505



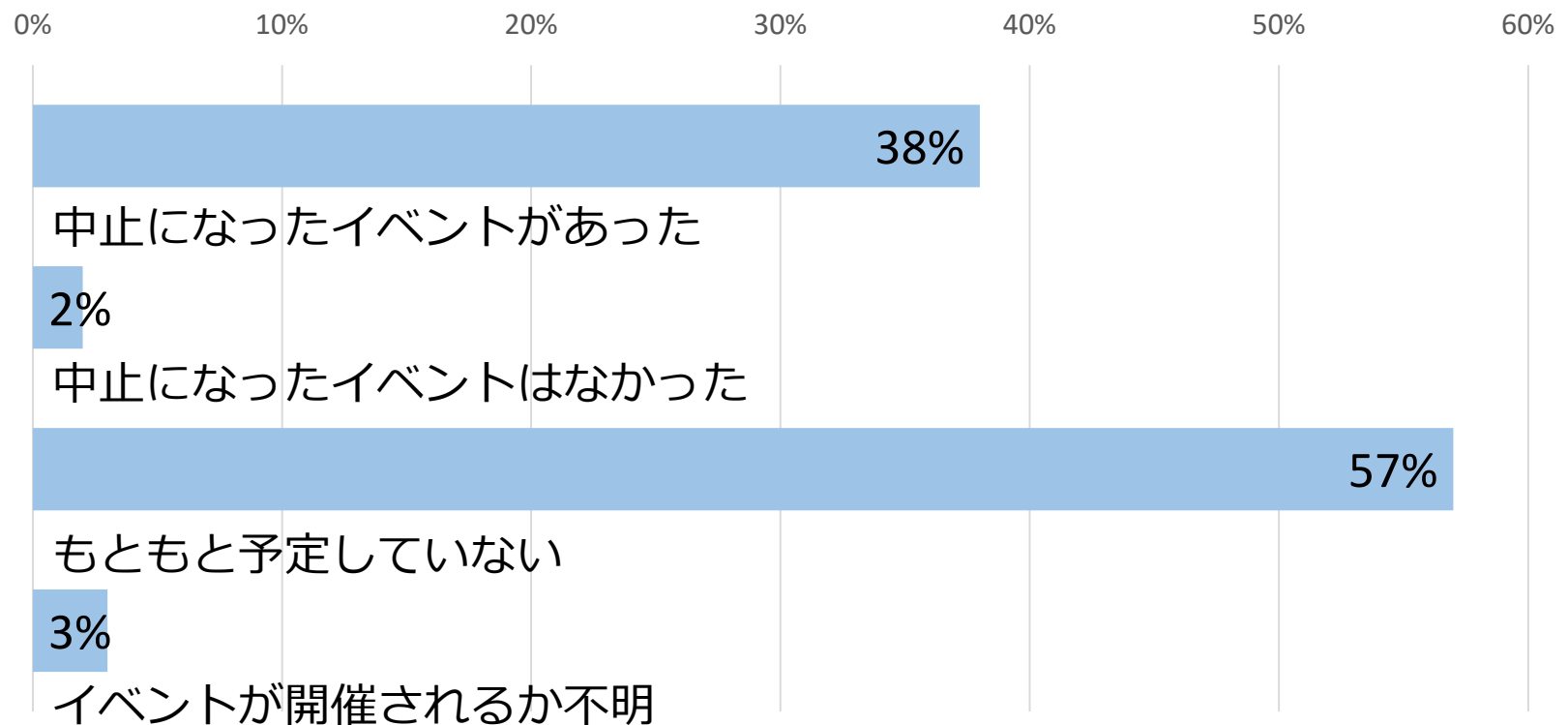
※滋賀県公式アカウントツイッターのアンケートをもとにしたものです。

## 3-② 【イベントの自粛】 緊急県民意識アンケート

38%の人が「中止になったイベントがあった」と回答している。

5月6日までに参加しようとしていた滋賀県のイベントが中止になりましたか？

投票数：2,652



※滋賀県公式アカウントツイッターのアンケートをもとにしたものです。

# 県民の皆様、県外の皆様および商店街や スーパーマーケット等の事業者の皆様への要請

## ● 県民の皆様へ

### 滋賀5分の1ルールの徹底！

#### ◆ 外出の自粛

- (例) ・ 帰省などの長距離移動を伴う移動
- ・ 行楽を目的としたホテル・レジャー施設の利用の自粛

#### ◆ 感染症対策の徹底（3密の回避）

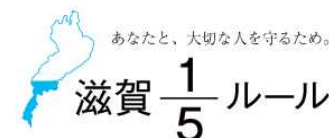
- (例) ・ 買い物や運動での外出も、必要最低限の回数・人数で混雑を回避
- ・ 換気の徹底、会議時間の短縮、在宅勤務等の推進

## ● 県外の皆様へ

「関西・GWも外出しない宣言」（関西広域連合4.23）を踏まえた要請  
中部圏知事会による「ゴールデンウィーク緊急要請（全国知事会4.23）」の周知徹底

#### ◆ 5月6日までは、極力の在宅

#### ◆ GW中の、帰省・行楽など府県を超えた移動の自粛





## ● 商店街やスーパーマーケット等の事業者の皆様へ

- 特定の日時に来店が集中するような取組みの自粛
- 重症化リスクの高い高齢者等への配慮
- 入場制限や一方通行の誘導の実施
- 行列位置の指定などによる、人と人との距離の確保
- 不特定多数の人が触りやすい扉などの消毒、入店前後の手指衛生等の徹底
- 会話時の距離の確保、パーティションの設置など

# 滋賀県 新型コロナウイルス感染症 総合対策(素案)

令和2年(2020年)4月27日  
滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> 予算措置等を伴う取組については、県議会による予算等可決をもって決定となります。

## はじめに

令和2年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象が全都道府県に拡大されました。本県も、これを受け、従前から呼びかけていました、手洗いや咳エチケット、3蜜を避けることに加え、外出自粛や施設使用停止の要請を柱とする「緊急事態措置」を実施しているところです。

新型コロナは、未知かつ未経験のものであるということ、流行収束の確かな兆しが未だ見えないこと、全容が解明されておらず、治療薬が未開発であること、そして、何より4月に入ってからの本県における感染の急拡大などから、非常に不安や恐怖を感じておられる県民の方も多いと思います。

そこで、そのように感じておられる県民の皆様に、三つのことを申し上げて、私の決意とさせていただきたいと思います。

一つは、人類の歴史は、感染症との戦いの歴史。我々は、その全てを克服してきたということです。

世界の歴史を変えたとも言われるペストなども封じ込めてきました。今回も、みんなが心をつにして、立ち向かえば、必ず克服できます。

このような緊急事態では、障害のある方や生活に困窮されている方が声を発しても、必要なところにその声が届かないということが起こり得ます。誰一人取り残さない滋賀県は、緊急事態であっても、いや、だからこそ、そのような方にしっかり寄り添い、真の意味で“みんな”の心をつにし、新型コロナに立ち向かってまいります。

次は、敵をよく知り、正しく恐れることです。

新型コロナは、罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されています。少し安心する一方で、忘れてはならないのは、2割の方は重症化し、死に至る方もおられるという厳しい現実です。誰もが新型コロナに感染する可能性はあります。例えば、あなたは無症状、軽症で終わったとしても、あなたの大切な人に感染させるかもしれません。そして、その大切な人が、2割に入るといふことも.....。

常に、その2割に入ってしまう他の誰かを思い、まさに「利他の心」を持って、行動することが求められています。

最後は、私たちの大切な命と私たちの社会を守ろうということをご皆さんに呼びかけます。

県として、知事としての使命、役割は、引き続き、しっかりと果たしてまいります。

今般、県では、徹底した感染拡大防止策、医療提供体制の充実・強化、経済・雇用・生活支援対策を大きな柱とする「滋賀県 新型コロナウイルス感染症 総合対策」を取りまとめました。

県民の皆様、市町、関係機関・団体、障害のある方、そして、生活に困窮されている方など、みんなの心を一つにし、「利他の心」をもって、総合対策の取組を進めます。そして、一日でも早く、眼前の危機を突破し、県民の皆様の命と健康、生活を守り抜きます。

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長  
滋賀県知事 三日月 大造

# 1 今こそ、お互いを尊重し、助け合い

感染者や医療従事者、その家族等に対して、誤解や偏見に基づく誹謗・中傷等がインターネットや SNS 上で発生しています。たとえ、どのような状況にあっても、このような行為は断じて許されるものではありません。

また、感染拡大等の影響により、休業や失業等を余儀なくされた方も増加しています。

今こそ、県民一人ひとりが、お互いを尊重し、助け合うことで、“新型コロナウイルス感染症との戦い”を収束に向かわせる時です。

## (1) 感染者等

- 感染者や帰国者、その家族等に対する誤解や偏見を招かないようにするため、特に、次の事項について情報の発信と啓発に、より一層取り組みます。
  - ・誰もが感染しうる感染症であるという事実
  - ・誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症であるという事実
  - ・病気に対して生じた偏見や差別が、更に病気の人を生み出し、感染を拡大させるという負のスパイラル

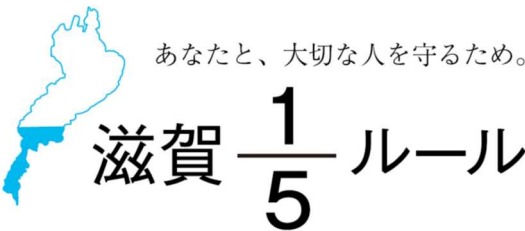
## (2) 医療従事者等

- 感染リスクと隣り合わせの環境の中、県民の命と健康を守るため、日夜、医療現場で闘う医療従事者やその家族等に対する誤解や偏見を招かないようにするため、より一層の啓発等に取り組みます。
- その頑張りに敬意を表するとともに、応援したいという県民等の思いを受け、「新型コロナウイルス感染症対策 滋賀県がんばる医療応援寄付」を創設します。寄付金は、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組等に活用します。

## 2 徹底した感染拡大防止策

### (1) 「滋賀1／5ルール」の実践徹底

人と人の接触機会の8割低減を目指して、「滋賀1／5ルール」を提唱し、広く呼びかけます。あなたと、大切な人を守るため、県民や事業者を始め、本県で暮らす、働くみんなで行動を変えていきましょう。



あなたと、大切な人を守るため。

# 滋賀 $\frac{1}{5}$ ルール

滋賀1／5ルールとは、  
“新型コロナウイルス感染症との戦い”  
を収束に向かわせるため、  
**人と人の接触機会**  
(接触する人数、回数、時間など)が  
**滋賀県全体で1／5**となることを  
目指して、**行動を変える**こと。

**【県民・事業者の皆様へ】**

例えば、

- ・週5日の通勤を1日にして、残り4日は在宅勤務にできないでしょうか。
- ・50分の会議は10分にできないでしょうか。
- ・通常10人が働いている広さのオフィスで2人が勤務し、8人がサテライトオフィス勤務ということはできないでしょうか。
- ・食料や日用品の買い物でも、家族全員で出かけるのではなく、1人にできないでしょうか。
- ・毎日出かけるではなく、週に1日の買い物にできないでしょうか。

皆様でできる工夫をお願いします。

なお、滋賀県庁では、新型コロナウイルス感染症対策業務に職員を最優先配置するとともに、通常業務のうち県民生活と社会機能維持に影響する業務を継続しながら、「滋賀1／5ルール」を実践しています。

## (2) 学校等の臨時休業

- 県立学校について、令和2年5月31日まで臨時休業します。
- 県立学校以外の文教施設については、特措法に基づく緊急事態措置として、令和2年5月6日まで原則として施設の使用停止（休業）を要請しています。

### 【予算】

[R2.4月補正案]

児童福祉施設給付事業費	(10,686千円)
県立学校 学校給食休止対応事業	(7,512千円)

## (3) 県立施設の休館

- 不特定多数の県民等が利用する県立施設（集会施設、博物館、図書館、運動施設等）について、原則として令和2年5月6日まで休館（休園等）します。
- 琵琶湖岸の県営都市公園および自然公園園地については、県外から多くの方が来訪され、密集した利用になることが危惧されるため令和2年5月6日まで駐車場を閉鎖し、バーベキュー、キャンプ等の利用を禁止します<sup>2</sup>。

## (4) 施設の使用停止（休業）等

- 施設（遊興施設、劇場、生活必需品を取り扱う店舗以外の商業施設、運動施設、集会・展示施設等）については、特措法に基づく緊急事態措置として、令和2年5月6日まで施設の使用停止（休業）等を要請、または協力依頼しています。
- 社会生活を維持する上で必要な施設（医療施設、生活必需物資販売施設、食事提供施設、交通機関、金融機関等）は、使用制限の要請（休業要請）対象ではありませんが、適切な感染防止対策等の協力を要請しています。

---

<sup>2</sup> 屋外での一般利用（地域住民等の散歩・運動）は除く

【予算】

[R2.4月補正案]

介護保険サービスの質の確保と向上支援事業

(5,781 千円)

(5) 「(仮称) 新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金」の交付

- 県内に事業所がある中小の事業者のうち、県の休業要請を受け、協力いただける事業者等に対して、「(仮称) 新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金」として中小企業に 20 万円、個人事業主に 10 万円を交付します。

(6) イベントの中止等

- イベントについては、特措法に基づく緊急事態措置として、令和 2 年 5 月 6 日まで規模の大小や開催場所の屋内外を問わず、開催の自粛を要請しています。

ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請しています。

- 県が主催するイベントについても、規模の大小や開催場所の屋内外を問わず、原則として令和 2 年 5 月 6 日まで中止します。

(7) 府県間移動の自粛

- 大型連休中の本県への帰省やレジャー訪問を控えるよう呼びかけるテレビ CM を在阪テレビ 4 局で放送し、関西エリアの住民に対して、府県を越えた移動の自粛を求めます。
- 関西広域連合「関西・GW も外出しない宣言 ～緊急事態をみんなで乗り越えよう～」や全国知事会・中部圏知事会「ゴールデンウィーク緊急要請～みんなでのちとふるさと・日本を守ろう～」の更なる周知を図り、外出自粛機運の醸成を図ります。

【予算】

[R2.4月補正案]



**(8) 感染の早期発見・拡大防止****①帰国者・接触者相談センター等**

- 帰国者・接触者相談センターにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる人を、適切に帰国者・接触者外来につなぎます。
- 一般相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の予防法に関することなど一般相談に対応し、県民の不安軽減に努めます。
- 保健所業務の負担軽減を図りながら、相談件数の増加に対応するため、本庁と県保健所の窓口を集約し、帰国者・接触者相談センターおよび一般電話相談の体制を強化します。
- 聴覚障害者をはじめ、電話による相談が困難な方が、容易に自らの症状等を相談できるよう FAX 用相談票を作成・周知するとともに、メールによる相談対応を行います。

**【予算】**

[R2.4 月補正案]

帰国者・接触者相談対応等業務委託 (98,500 千円)

**②帰国者・接触者外来**

- 帰国者・接触者相談センターから紹介のあった方の診察・評価を行うため、県内 13 か所に設置している帰国者・接触者外来について、更に設置数を増やすなど体制の強化を図ります。

**③ウイルス検査**

- 増大する PCR 検査件数に対応するため、衛生科学センター以外への検査の外部委託や医療機関の判断で保険適用による PCR 検査が実施できる体制の拡大を進めます。
- PCR 検査センターの設置に向けて検討を進めます。

**④保健所による疫学調査等**

- 新型コロナウイルス感染症の陽性患者が確定した場合に、積極的疫学調査

を実施し、感染経路や濃厚接触者を把握することにより、感染拡大防止に努めます。

- ひっ迫する保健所業務に対応するため、保健師等の追加配置や応援チームによる体制強化を図ります。

#### ⑤しが外国人相談センター

- 外国人県民等の不安等を解消し、感染の早期発見等につなげるため、12か国語による電話・ファックス・メール相談対応を行います。

#### (9) マスク等衛生用品の確保

- 介護施設や障害福祉サービス事業所、認可外保育施設、幼稚園等におけるマスク等衛生用品の確保を支援します。
- 県地場産品の生地を使用してボランティアグループにより布マスクを縫製し、必要な事業者等へ配布する「マスク配布プロジェクト」を実施します。

#### 【予算】

##### [R2 当初補正]

介護従事者資質向上総合事業 (15,442 千円)

##### [R2.4 月補正案]

介護従事者資質向上総合事業 (56,724 千円)

障害者自立支援推進事業費 (58,567 千円)

市町地域生活支援事業費 (6,443 千円)

滋賀ならではの子ども食堂地域インフラ化推進事業 (167 千円)

認可外保育あんしん促進事業 (35,761 千円)

児童養護施設等入所措置費 (3,540 千円)

マスク配布プロジェクト事業 (1,951 千円)

私立幼稚園教育支援体制整備費補助金 (4,541 千円)

公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業 (15,391 千円)

県立学校新型コロナウイルス感染症対策事業 (16,423 千円)

#### (10) ソーシャル・ディスタンスの確保

- 通学時における濃厚接触を避けるため、特別支援学校のスクールバスを増

便します。

- 濃厚接触の可能性が指摘されるスーパーマーケット等における密集状態の解消に向け、必要な対策を進めます。
- 濃厚接触を避けるため、介護施設における多床室の個室化改修に要する経費を助成します。

**【予算】**

[R2.4月補正案]

スクールバス感染症対策事業	(21,222 千円)
地域介護・福祉空間整備等補助	(32,300 千円)

**(11) 災害発生時の対策**

- 災害時の避難所における感染症の発生・まん延防止のため、県内市町への避難に関する必要な情報の提供を行います。
- 避難所が過密状態になることを防ぐため、分散して避難することを推奨するとともに、県有施設の活用も含め、市町域や県域を越えた広域避難の総合調整を行います。

**(12) 行政手続きの特例等**

**①運転免許証有効期限の延長**

- 滋賀県警察では、当面の間、運転免許更新業務等を休止しています。
- 免許の有効期間が令和2年7月31日までの方は、必要な手続きをしていただくことで、有効期限を3か月間延長できます。  
なお、手続きの受付は郵送でお願いします。

**②税の申告期限の延長**

- 県税に係る申告期限を、納税者が新型コロナウイルス感染症のり患から回復された場合など、申告することが可能となった日から最大2か月間、申請により延長することができます。

<留意事項>

- ・県税の申告期限を一律に延長するものではなく、納税者の個別の状況により

期限延長を行います。

- ・申請は納税者が申告をすることが可能となった日から概ね1か月以内に行ってください。

## (13) 広報・情報共有

### ①様々なメディア等の活用

- 新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信については、市町とも連携し、県内外の幅広い層に対して迅速かつ的確に情報発信を行い、感染拡大防止を図るとともに、安心を提供していきます。
  - ・ 県公式ホームページ  
感染症患者のPCR検査結果、医療提供体制、事業者や働く皆様への情報提供、緊急事態措置等の情報提供を日々行います。
  - ・ テレビCM  
テレビCMを在阪4局で放送し、関西エリアの住民に対して、府県を越えた移動の自粛を求めるとともに、県民等に対して、びわ湖放送のテレビCMで外出自粛を求めます。
  - ・ 広報誌  
県の新型コロナウイルス対策の取組等をまとめた広報誌を県内全戸配布します。
  - ・ SNS  
県民の関心の高いテーマに対して知事自ら答える YOUTUBE 動画や、感染症患者のPCR検査結果等について毎日配信します。
  - ・ その他  
臨時広報誌の発行や新聞、テレビ、ラジオ、SNS等への広告出稿なども柔軟に活用していきます。
- 県や警察が管理する交通情報板等を通じて、「県境をまたぐ移動や不要不急の移動の自粛」等を県民等に呼びかけます。

### 【予算】

[R2.4月補正案]

新型コロナウイルス感染症に関する広報 ※再掲

(22,032 千円)

## ②情報提供の充実

- 外国人県民等に正確で最新の情報を届けるため、新たに多言語（6言語）に翻訳して発信します。
- 知事記者会見に加え、定期動画配信「新型コロナウイルス感染症について、知事がお答えします」などにおいて、手話通訳を行います。
- 聴覚障害者をはじめ、意思疎通に困難を抱える方が、帰国者・接触者外来の受診等に際して、手話通訳者等の同行が困難な場合にも安心して受診できるよう遠隔手話サービス等の利用について検討します。

### 【予算】

[R2.4月補正案]

多文化共生推進事業

(49,659千円)

## ③関連オープンデータ・ビッグデータ等の活用

- 県民等に適切に行動していただくため、県内の新型コロナウイルス感染症の動向に関する客観的なデータを、分かりやすい形で公開します。
- 今後の対策の検討や実施効果の検証のため、県民の健康状態に関するデータや県域における各種流動人口データなどを活用します。

## (14) DV・児童虐待防止

### ①DV対策

- 外出自粛や休業等により、生活不安やストレスによる配偶者等からのドメスティック・バイオレンス（DV）の増加、深刻化が懸念されており、新たに国において設置された24時間電話相談等が配偶者暴力相談支援センター等につながる体制を整え、相談対応から保護に至るまでの支援を適切に行います。
- 男女共同参画センターにおいて、心理等の専門相談員が自立、夫婦、人間関係など幅広く男女共同参画推進に関する相談対応を行います。

### ②児童虐待対策

- 学校休業や外出自粛等に起因する様々な生活・育児不安やストレスにより、児童虐待の増加が懸念されており、体制等を充実・強化した子ども家

庭相談センターにおいて、児童虐待の早期発見・早期対応と子どもの安全確保を最優先に躊躇なく一時保護を行います。

- 子ども家庭相談センターが支援している児童の家庭にDVの疑いがある場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携して、必要な支援を行います。

#### (15) 自宅等で気軽に運動・スポーツに取り組めるプログラムの公開

- 運動・スポーツを十分に楽しんでいただけない状況が続いていますので、自宅等で気軽に運動・スポーツに取り組めるプログラムを作成し、県HPで公開します。
  - ・親子で一緒に取り組める運動プログラム「PIC」
  - ・自宅で気軽に取り組める運動プログラム「ゼロから運動」

#### (16) 子どもの学びの機会確保、居場所づくり

##### ①「コロナに負けないぞ!!子ども応援プロジェクト」

- 子ども達に少しでも前向きな気持ちを持ってもらうとともに、この機会に、いろいろな活動や勉強をして、できるようになったことを増やしてもらうため、当プロジェクトを更に拡充します。

##### ★主なプロジェクトの内容

- ・子ども用観光パンフレット「わくわくどきどきしが探検」
- ・おうちの窓から見える景色を森にしちゃおう！  
～「窓の景色で森アート」インスタグラムフォトコンテストの作品を募集します（6月30日まで）～
- ・プチタオルでマスクを作ろう！
- ・ねんどでしがらきタヌキやびわこのナマズをつくろう！  
～ つちっこプログラム ～
- ・愛するしがのこどもたちへ・・・ プロスポーツチームより
- ・ガブってみる？（ガブリエル ギマランイスと勉強しよう！）
- ・牛乳でプリンを作ってみよう！
- ・「おうちミュージアム」おうちでたのしくまなべるよ
- ・キャプティーン・チャプティーンのぬりえができたよ！

##### 【予算】

[R2.4月補正案]

## ②オンライン学習環境の整備、学習指導員の配置等

- 新たに県立中学校および県立特別支援学校（小学部、中学部）にタブレット端末を整備します。  
また、県立学校に Web カメラやマイクを配備し、ビデオ会議アプリを導入するなど、緊急時等における家庭でのオンライン学習環境を整備します。
- 授業再開後に児童生徒の補習等を行うため、学習指導員を配置します。
- 学校休業期間中、ICT を活用したインターネットを通じた授業動画の配信や、学習プリントを配布するなど、自動生徒の学習機会の保障に取り組みます。

### 【予算】

[R2.4 月補正案]

県立学校 ICT 環境整備事業	(114,755 千円)
児童生徒の補習や発展的な学習へのサポート事業	(27,720 千円)

## ③児童虐待対策（再掲）

- 学校休業や外出自粛等に起因する様々な生活・育児不安やストレスにより、児童虐待の増加が懸念されており、体制等を充実・強化した子ども家庭相談センターにおいて、児童虐待の早期発見・早期対応と子どもの安全確保を最優先に躊躇なく一時保護を行います。
- 子ども家庭相談センターが支援している児童の家庭にDVの疑いがある場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携して、必要な支援を行います。

### 3 医療提供体制の充実・強化

#### (1) 病床数の確保・必要な医療の提供

- 増加する新型コロナウイルス感染症の患者に必要な入院医療を提供できるよう、県内医療機関の協力を得て、病床の更なる確保に努めます。
- 患者受入れのために空床を確保した病院に対し補助を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の対応に当たっている医療従事者が安心して業務を行える勤務環境の構築に向けて支援します。
- 県立総合病院では、県の患者受入調整に基づき、受入のための病床を確保、診療体制を構築し、適切な医療を提供します。

#### 【予算】

##### [R2 当初補正]

感染症発生時対策費 (16,581 千円)

##### [R2.4 月補正案]

医療費の公費負担 (321,025 千円)

感染症医療体制の充実 (451,632 千円)

#### (2) 宿泊療養施設の設置等

- 県・市町施設等の活用または民間ホテルの借り上げなどにより、無症状者または軽症者等の療養のため、宿泊療養施設を設置し、生活支援スタッフや医師・看護師による健康観察体制の下、運営します。
- 今後の感染拡大の動向を見据え、公共施設や民間ホテル等を活用し、宿泊療養施設の更なる確保を目指します。
- 無症状者または軽症者等が自宅療養を行う場合に、日々の健康状態を把握するとともに、症状が悪化した場合等の相談体制を確保するため、看護師等を配置するコールセンターを設置します。
- 患者である家族が入院した場合に、残された家族（特に、子ども、高齢者、障害者等）が安全に生活できる環境の整備を進めます。



【予算】

[R2.4月補正案]

軽症者等にかかる宿泊・自宅療養対策事業	(693,453 千円)
滋賀県国際協会事業費補助事業	(6,230 千円)
淡海ネットワークセンター支援事業	(2,240 千円)

(3) 患者の受入れ・搬送体制の充実

- 新型コロナウイルス感染症の患者の受入や搬送が円滑に進むよう「滋賀県 COVID-19 災害コントロールセンター」を設置し、限られた医療資源を県で一元管理して災害医療コーディネーター等による全県的な患者受入調整および搬送調整を行います。

【予算】

[R2.4月補正案]

コントロールセンター運営事業	(15,458 千円)
----------------	-------------

(4) 必要な医療資機材の整備

- 入院医療機関における人工呼吸器、体外式腹膜人工肺(ECMO)等の設備整備に対して補助を行います。
- 医療用の防護服、ゴーグル、フェイスシールド、マスク、手指消毒剤やこれらに代わる機能を有するものについて調達します。事業者・県民の皆様にも提供を呼び掛けます。
- 県立総合病院では、新たに簡易陰圧装置、人工呼吸器等の資機材を整備し、医療機能の充実を図ります。

【予算】

[R2 当初補正]

感染症予防対策事業	(29,931 千円)
-----------	-------------

[R2.4月補正案]

感染症指定医療機関等への設備整備費補助	(576,357 千円)
感染症医療体制の充実	(155,478 千円)

## (5) こころのケア

- 感染症の拡大と長期化に伴い、感染者や家族のほか、医療従事者等からも不安の声が寄せられており、こうした心に不安を抱える方々が、安心して療養・生活・業務等ができるよう専門職によるこころのケアを行います。

## 4 経済・雇用・生活支援対策

### (1) 緊急経済対策

#### ①事業者や労働者に向けた情報提供、相談等

- 中小企業等からの経営面、資金面の相談、また、事業者や労働者からの労働相談に対応するため、相談窓口を設置します。
- 商工会や商工会議所等の関係機関とも連携しながら、国・県などの様々な情報・支援策をわかりやすく提供します。

#### ②事業の継続に向けた資金繰り支援等

- 中小企業者等の借入時の負担を軽減するため、県制度融資セーフティネット資金の保証料率をゼロに引き下げます。 (8月31日まで)  
また、資金繰りの改善を図るため、セーフティネット資金(4号)の融資期間を7年から10年に延長します。
- 売上高等が減少している中小企業者等が、民間金融機関から実質無利子(当初3年間)・無担保で借り入れができるよう、県制度融資に新たな資金を創設します。 (5月開始予定)
- 商工会・商工会議所に新型コロナウイルス感染症に関する支援策の周知やそれに伴う巡回指導を行う人員を臨時的に増員し、事業者支援体制を強化します。

#### 【予算】

##### [R2 当初補正]

中小企業振興資金保証料軽減補助事業 (211,561 千円)

##### [R2.4 月補正案]

中小企業振興資金貸付金 (5,853,000 千円)

中小企業振興資金保証料軽減補助事業 (1,480,927 千円)

中小企業振興資金利子補給事業 (765,433 千円)

新型コロナウイルス感染症対策事業者支援強化事業 (46,620 千円)

- 売上減少等の影響を受けている滋賀県水産振興資金既借入者の償還条件を緩和し、発生する利息および保証料を補助します。
- 水産加工業等の団体が、漁業者への影響抑制を目的に行う加工品や養殖生

産物を営業倉庫に保管する取組を支援します。

【予算】

[R2.4月補正案]

水産振興資金融資基金預託金	(22,482 千円)
水産振興資金利子補給費等補助金	(280 千円)
琵琶湖漁業流通緊急支援事業費	(2,730 千円)

- 近江牛をはじめとする肉用牛肥育の経営持続のため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に補填される国の交付金に対し、上乘せ支援をします。

【予算】

[R2.4月補正案]

肉用牛経営安定対策事業	(12,743 千円)
-------------	-------------

### ③雇用の維持と確保に向けた取組支援

- 事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業者が国の雇用調整助成金を活用し、雇用の維持を図る場合、事業者負担分の一部を助成します。

<留意事項>

- ・ 国の雇用調整助成金の特例措置の適用期間（令和2年6月30日まで）終了後から県の助成制度を適用。  
(7月1日から開始予定)

- 新規学卒予定者の合同企業説明会の多くが中止となり、県内企業による新規採用や学生の就職活動に支障が生じているため、WEB合同企業説明会を開催し、県内企業と学生とのマッチング機会を創出します。
- 「しがジョブパーク」、「シニアジョブステーション滋賀」、「滋賀マザーズジョブステーション」、「滋賀県外国人材受入サポートセンター」の各相談機関においては、来所による相談を休止し、電話やインターネットによる相談を行います。

【予算】

[R2当初補正]

中小企業雇用継続支援補助金	(50,635 千円)
WEB合同企業説明会開催事業	(6,380 千円)

### ④経営力強化に向けた取組支援

- 県内中小企業等に対し、今後の事業活動に資する人材確保・育成、働き方改革、新たな販路の開拓等、前向きな取組を促進するため、これらの取組にかかる経費の一部を補助します。
- 「小規模事業者新事業スタートアップ支援補助金」の補助率および補助上限額を引き上げて、小規模事業者が、新商品市場化や販路開拓により積極的にチャレンジできるよう支援します。
- 中小企業においてテレワーク等の導入が進むよう、国の支援助成金の活用などの周知を図ります。

#### 【予算】

##### [R2 当初補正]

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金	(50,000 千円)
新型コロナウイルス感染症経済・産業影響調査事業	(1,800 千円)

##### [R2.4 月補正案]

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金	(100,000 千円)
小規模事業者新事業スタートアップ支援事業	(4,500 千円)

### ⑤ 県税の納税の猶予

- 地方税法の改正による特例<sup>3</sup>で、収入が大幅に減少（前年同期に比べて概ね 20%以上減少）し、一時に納税することが困難である場合において、無担保かつ延滞金なしで、1 年間、納税が猶予できるようになります。

#### <留意事項>

- ・ 対象となる県税は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来するものです。
- ・ 申請の手続きは、地方税法の改正から 2 か月後、または納期限までに行ってください。

### ⑥ 計画的な公共事業の発注、早期支払い

- 公共事業を切れ目なく計画的に発注するとともに、請負事業者への支払手続きを可能な限り迅速化することで、地域の景気経済をしっかりと下支えます。

<sup>3</sup> この特例の実施については、地方税法の改正が国会で成立することが前提

## (2) 生活支援対策

### ①新たな給付金「特別定額給付金」の早期支給

- 市町への速やかな情報提供や実施状況（支給開始日等）のとりまとめ、配偶者からの暴力を理由に避難されている方への例外的な対応等、特別定額給付金の迅速かつ的確な支給のため、きめこまかな支援を行います。

### ②生活資金等の貸付

- 休業や失業等により、一時的または継続的に収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度における総合支援資金および福祉資金の貸し付けにより、生活を支援します。

【予算】

[R2.4月補正案]

生活福祉資金貸付金補助

(400,000 千円)

### ③県営住宅での一時的な受け入れ

- 解雇等により住居の退去を余儀なくされた方を対象に、県営住宅の空き住戸（20戸程度）を活用した、一時的な提供を行います。

### ④特殊詐欺等への注意喚起等

- 新型コロナウイルス感染症の拡大や特別定額給付金の支給等に便乗した特殊詐欺に巻き込まれないよう県民への注意喚起に一層取り組みます。
- 県内でも消費生活相談があった、注文した覚えのないマスクの送りつけなどの悪質商法に巻き込まれないよう県民への注意喚起に一層取り組みます。
- 休業中の空き店舗等への警戒を強化していきます。

### ⑤給食等の食品ロス対策の実施

- 学校給食の休止に伴い不要となった未利用食品を引き取り、それらを必要とする福祉施設等に無償で配分する取組などを支援します。

【予算】

[R2.4月補正案]

ごみゼロしが推進事業

(2,000 千円)

### (3) “反転攻勢”に向けた取組への支援

#### ①観光関連産業、飲食・サービス業等に対する支援

- 国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る補助金を活用する事業者等に対して上乗せ助成を実施します。
- 県内観光施設等で使用できる、連泊時にはE Cサイトでも使えるクーポンガイドブック付きの旅行プランを作成・販売します。

[R2.4月補正案]

外国人観光客等受入環境整備事業	(14,500 千円)
時は今 今こそ滋賀へ観光推進事業	(180,607 千円)
反転攻勢に向けた滋賀の魅力発信	(9,000 千円)

#### ②製造業に対する支援

- サプライチェーンの寸断、受注の減少等を回復させるため、県内企業の受発注機会の確保に取り組みます。
- 感染症収束後の社会変革に資する新たな技術開発を促進し、県内企業の競争力強化を図ります。
- 今年度新たに設置した企業立地サポートセンターにより、サプライチェーンの確保やアフターコロナ・国内回帰を見据えた県内製造業の課題や可能性を丁寧に聞き取り、反転攻勢に備えます。

#### ③地場産業に対する支援

- 地場産品の生地を使用した布マスクを縫製し、必要な事業者等へ配布する「マスク配布プロジェクト」を通じて、地場産業の振興につなげます。
- 感染症の収束を見据え、関係団体と連携しながら、産地組合が迅速に販路拡大等に取り組めるよう支援します。

[R2.4月補正案]

マスク配布プロジェクト事業 ※再掲	(1,951 千円)
-------------------	------------

#### ④農畜水産業に対する支援

- 県内生産者等が県産農畜水産物やこれを使用した加工品を県内消費者向けに販売する際の配送料等を助成することで、県産農畜水産物の流通・販売の停滞を改善するとともに、新たな顧客の確保を図り、生産者の所得向上

につなげます。

**【予算】**

[R2.4月補正案]

「いまだから地産地消キャンペーン」推進事業

(30,405 千円)



## 5 市町・国等との連携等

### (1) 市町との連携

- 県域での感染拡大防止等を効果的に行っていくために、市町との連携をより一層密にします。  
特に、感染発生や学校・施設の休業、国の支援策等に関する情報は、速やかに共有し、双方の次の取組につなげます。

### (2) 国への提案等

- 本県が単独で行う政府提案だけでなく、全国知事会や中部圏知事会、関西広域連合など様々な機会を通じて、地方の現場の切実な実態や課題を国に伝え、今必要な対策や更なる財政支援などを国に対して積極的に緊急提案・要望します。

### (3) 他府県との連携

- 関西広域連合や全国知事会を通じて、不足する医療資機材の調達・相互融通や検査・医療の広域連携、特徴的な取組例の共有等を行い、本県単独では困難なことを地方の水平補完により取り組みます。

以上

新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、県の  
自粛要請にご協力いただいた事業者の皆様へ

滋賀県  
からの  
お知らせ

## 新型コロナウイルス感染拡大防止 臨時支援金について

休業や営業時間短縮の要請を受け、全面的に協力いただいた事業者の皆様方を支援します。

申請受付開始日: **5月7日(木)**を予定

### 1. 制度の概要

県の緊急事態措置により、事業者の皆様には施設の使用制限や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」といいます。）へご協力をお願いいたしました。

この要請に応じて、休業等に全面的にご協力いただいた県内中小企業および個人事業主等の皆様に対して、支援金を支給いたします。

### 2. 支援金の対象者と対象額

原則として4月 25 日～5月6日までの全期間、休業等に全面的にご協力いただいた中小企業および個人事業主等（4月 25 日より前から休業等をされていた方を含みます。）

**中小企業 : 一律 20 万円**  
**個人事業主: 一律 10 万円**

※このほか、独自に上乗せを予定している  
市町があります（詳細は後日掲載します）

### 3. 申請手続きや申請書類等

申請受付方法は、**県ホームページ（電子申請）**または**郵送のみ**を予定しています。

申請書類は、支援金申請書、誓約書、口座振込依頼書、本人（本社）確認書類のほか、**自粛要請日（4月23日）以前から営業活動を行っていることがわかる書類（※1）**や**休業等の状況がわかる書類（※2）**が必要です。

※1 直近の**確定申告書**や**営業許可書類（飲食店営業許可、酒類販売業免許等）**の写し

※2 **休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール等の写真や写し**  
**休業する事業所等の名称や状況（休業期間、営業時間変更）**がわかるよう工夫をお願いします。

これらの詳細は、県議会での議決をいただいた後、県 HP に募集要領等を掲載いたします。

臨時支援金サイト: 「滋賀県 臨時支援金」で検索!

緊急事態措置コールセンター: 077-528-1344

滋賀県 臨時支援金

検索

提供年月日: 令和2年(2020年)4月24日

部局名: 総合企画部  
所属名: 企画調整課  
担当者: 影山、野原  
内線: 3313  
メール: kikaku01@pref.shiga.lg.jp

部局名: 健康医療福祉部  
所属名: 新型コロナウイルス感染症  
対策チーム  
担当者: 平田、林  
内線: 3578  
メール: ea00@pref.shiga.lg.jp

## 新型コロナウイルス感染症対策 滋賀県がんばる医療応援寄附の 受付の開始について

新型コロナウイルス感染症が猛威を奮う中、感染の恐怖に負けることなく、患者をはじめとする県民の方々の命を守るために、日夜、医療サービスを提供いただいている医療従事者の方々を支えることを目的として、「滋賀県がんばる医療応援寄附」の受付を開始することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1 寄附の用途

医療従事者がホテル等の宿泊施設を利用し、家族への感染リスクを気にすることなく仕事に従事できるための取組など、新型コロナウイルス感染症対策のための事業に活用します。

#### 2 募集期間

令和2年4月24日(金)から

#### 3 お申し込み方法

##### (1) クレジットカード等マルチペイメント決済の場合

「ふるさとチョイス」内の滋賀県のページからお申し込みください。

使い道で「◎新型コロナウイルス感染症対策」を選択してください。

※県内在住の方には返礼品を送付しておりませんので、「お礼の品不要」でお申し込みください。

##### (2) 納付書によるお支払いの場合

県ホームページに掲載している「寄附申込書【新型コロナウイルス感染症対策用】」を、当課あてメール(kikaku01@pref.shiga.lg.jp)またはFAX(077-528-4830)によりご提出ください。追って納付書をお送りします。

県民の方

事業者の方

県外の方

Mother Lake 琵琶湖

県政情報

防災・災害情報

[滋賀県](#) > [滋賀応援寄附\(ふるさと納税\)](#)

新型コロナウイルス感染症対策のための、滋賀県がんばる医療応援寄附を受け付けています！

滋賀県をもっと元気にするため、持続可能な滋賀県であるため、皆さまからのご寄附をお待ちしております。

【お願い】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現金の持参によるご寄附のお申し出は当面お控え頂き、クレジットカードや納付書によるご寄附をお願いします。

### お申し込みはこちら

[クレジットカードによる寄附はこちら](#)  
(外部サイト「ふるさとチョイス」にリンク)

ふるさと納税で手に入れる

**ふるさとチョイス**  
あなたの意思をふるさとに

[納付書による寄附はこちら](#)

寄附金の使いみちは以下よりご選択いただけます





**税制上の控除が受けられます**

**個人さま**：ふるさと納税（[総務省ホームページにリンク](http://www.pref.shiga.lg.jp/ouen/index.html)）の対象となります。（寄附額のうち2,000円を超える部分が、一定の上限まで税控除されます。）

**法人さま**：寄附額の全額を損金算入できます。

## 応援いただいたみなさまありがとうございました！

応援いただいたみなさま 本当にありがとうございました。

いただきましたご寄附につきましては、大切に活用させていただきます。[活用状況はこちら](#)

## 関連リンク

[企業版ふるさと納税](#)

[県内各市町ふるさと納税ページ](#)

[その他の取組](#)

### お問い合わせ

総合企画部 企画調整課

電話番号：077-528-3313

FAX番号：077-528-4830

メールアドレス：[kikaku@pref.shiga.lg.jp](mailto:kikaku@pref.shiga.lg.jp)

[ページの先頭へ戻る](#)

[> 著作権・リンクについて](#)   [> サイトマップ](#)   [> サイトポリシー](#)   [> ウェブアクセシビリティの方針](#)



**滋賀県庁** > [県庁アクセスマップ・フロアマップ](#)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3993

開庁時間：月曜日～金曜日8:30～17:15

土曜・休日・年末年始(12月29日～1月3日)は開庁していません。



©Shiga Prefectural Government. All Rights Reserved.